

山形県教育委員会
障がい者である職員の活躍推進計画

令和2年4月

山形県教育委員会

目次

I	計画について.....	1
1	計画策定の趣旨.....	1
2	計画期間.....	1
3	計画の対象となる職員.....	1
4	計画の周知・公表.....	1
II	障がい者雇用に関する現状・課題.....	2
III	取組内容.....	3
1	障がい者の活躍を推進する体制整備.....	3
(1)	組織面.....	3
(2)	人材面.....	4
2	障がい者の活躍の基本となる業務の選定・創出.....	4
3	障がい者の活躍を推進するための環境整備等.....	4
(1)	職場環境.....	4
(2)	募集・採用.....	5
(3)	働き方.....	5
(4)	その他の配慮.....	5
IV	目標.....	6

○ 「害」の表記については、法令等の名称及び法令等で定められている用語などで漢字表記が使用されている場合等を除き、原則として平仮名で記載しています。

I 計画について

1 計画策定の趣旨

令和元年6月の「障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「法」という。）」の改正によって、地方公共団体の任命権者は、厚生労働大臣の定める「障害者活躍推進計画作成指針」に即して、障がい者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画である「障害者活躍推進計画」を作成しなければならないこととされました。

本計画は、同法に基づく計画であり、自律的なPDCAサイクルを確立し、障がい者の活躍の場の拡大のための取組を不断に実施するために策定するものです。

2 計画期間

令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。

なお、計画期間内においても、必要に応じて計画の見直しを行います。

3 計画の対象となる職員

山形県教育委員会事務局（本庁、教育事務所）、教育機関、県立学校の教職員及び市町村立学校の県費負担教職員を対象とします。

4 計画の周知・公表

計画の策定（変更）については、職員に対して周知するとともに、県のホームページに掲載して公表します。また、計画に基づく取組の実施状況等についても、毎年度、周知・公表します。

Ⅱ 障がい者雇用に関する現状・課題

山形県教育委員会では、これまで、障がい者を対象とした教員採用選考の実施や、非常勤職員の採用など、障がい者雇用に積極的に取り組んできました。

- ▶ 平成20年度から、県立特別支援学校において、知的障がい者の一般就労に向けたステップアップを支援するための「ステップアップ雇用事業」を実施。
- ▶ 平成21年度から、県立高等学校において、教員の業務を補助する「校務補助配員配置事業」を実施。
- ▶ 平成22年度から、身体障がい者を対象とする教員の採用を実施。
- ▶ 平成25年度から、知的障がい者の長期的・継続的な雇用を可能とする「知的障がい者非常勤職員雇用事業」を実施。
- ▶ 令和元年度実施の採用選考から、教員の採用について、知的障がい者及び精神障がい者も含めて受験可能とするよう対象を拡大。

しかしながら、令和元年6月1日現在の障害者雇用率は、2.21%と法定雇用率2.4%を満たしておらず、更に障がい者雇用に推進していく必要があります。

〔令和元年6月1日現在の障害者雇用率の状況〕

算定基礎 職員数 (a)	必要 障がい者数 (b)	障がい者数 (実人数)	障がい者数（換算後） ※重度障がい者：2名換算 ※短時間勤務：0.5名換算 (c)	障害者 雇用率 (c) / (a)	不足数 (b) - (c)
7,121.5	170	116	157.5	2.21%	12.5

Ⅲ 取組内容

障がい者である職員が、その有する能力を有効に発揮して職業生活において活躍することができるよう、以下の取組を実施します。

1 障がい者の活躍を推進する体制整備

(1) 組織面

①障害者雇用推進者の選任

- 法第78条に規定する「障害者雇用推進者」※に教育次長を選任します。

※ 障がい者の雇用の促進及びその雇用の継続を図るために必要な整備を図る業務、障害者活躍推進計画の作成及び障がい者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組の円滑な実施を図るための業務等を担当する者

②計画推進体制

- 山形県教育委員会事務局の関係課長が連携を図るとともに、障がい者である職員からの意見を踏まえて、計画に基づく取組を着実に推進していきます。
- なお、学校における障がい者の雇用推進に当たっては、市町村立学校の県費負担教職員の服務監督権限を市町村教育委員会が有していることや、職員の大部分を教員が占めることなど、学校現場の特殊性を踏まえ、別途、「学校における障がい者の活躍推進に関する検討委員会」を設置し、課題分析や障がい者雇用の推進方策の検討を進めます。

③相談体制

- 障がい者である職員又はその関係者からの相談に対応するため、障がい者である職員に対する合理的配慮に関する相談窓口を設置し、職員に周知するとともに、専門的知識を持った特別支援学校の教師等に相談できる体制を整備します。

(2) 人材面

①障がい者に対する理解促進研修の実施

- 知事部局と連携して、山形県教育委員会事務局、教育機関及び県立学校の職員を対象とした障がい者に対する理解促進のための研修を実施します。
- 市町村立学校職員を対象とした研修については、市町村教育委員会と連携して対応してまいります。

②厚生労働省が開催する研修受講

- 法第79条に規定する「障害者職業生活相談員」※に選任された者（選任予定の者を含む。）全員について、厚生労働省山形労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講することとします。

※ 障がい者である職員の職業生活に関する相談及び指導を行う者（障がい者である職員が5名以上となる本庁の課室、教育事務所、教育機関及び学校の職員の中から選任）

- 厚生労働省山形労働局が開催する「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」などの障がい者雇用に関する研修の案内を行い、広く職員の参加を促します。

2 障がい者の活躍の基本となる業務の選定・創出

- 業務創出のためのアンケート実施等により、障がい者に適した業務の選定（既存業務の切出し等）及び創出（複数の作業の組み合わせによる新規業務の創出等）を行います。
- 障がい者である職員と、所属の管理職員等が定期的に面談を行い、業務との適切なマッチングができているかについて点検を行います。

3 障がい者の活躍を推進するための環境整備等

(1) 職場環境

①施設整備等

- 障がい者である職員の状況を踏まえ、トイレ等の施設整備、就労支援機器の導入等について検討します。

②職場実習

- 知事部局と連携して、特別支援学校の生徒や就労移行支援事業所の利用者等を対象とした職場実習を積極的に行い、受入環境の整備につなげます。

(2) 募集・採用

①常勤職員の採用

- 教員の採用については、障がい者を対象とした選考試験を毎年実施することにより、継続した障がい者雇用を行います。

②非常勤職員の採用

- 会計年度任用職員の業務のうち、障がい者が従事することが可能な業務については、積極的に障がい者を採用します。

③募集・採用手続き

- 採用選考に当たり、障がい者からの希望を踏まえ、手話通訳者を配置する等、障がい特性に応じた配慮を行います。

(3) 働き方

- 障がい者である職員の状況を踏まえ、時差出勤、テレワーク（在宅勤務）等の障がい特性に配慮した柔軟な働き方の制度導入について検討します。
- 各種休暇制度についての周知を行い、障がい者である職員が適切に休暇を取得できるようにします。

(4) その他の配慮

①定期面談

- 障がい者である職員と所属の管理職員等が定期的に面談を行い、職業生活において必要な配慮を確認し、必要な措置を講じることとします。

②研修受講に係る配慮

- 障がい者である職員の状況を踏まえ、職員育成センターや教育センター等での研修の受講への配慮を行います。

IV 目標

◎障害者雇用率

山形県教育委員会の毎年6月1日時点の障害者雇用率において、法定雇用率以上とします。

【参考】法定雇用率：2.4%（令和2年4月現在）
⇒ 令和3年4月より前に2.5%に引き上げ